第二号様式

（略）

農林水産大臣殿

備考　免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

第三号様式

獣医師免許証

本籍（国籍）

氏名

生年月日

右の者は、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第六条の獣医師名簿第　号に登録され獣医師の免許を与えられた事を証する。

年　月　日

農林水産大臣

備考　免許の申請、登録事項変更申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

第四号様式

（略）

農林水産大臣殿

備考　免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後						改正前					
別表第二（第四十八条関係）						**別表第二**（第四十八条関係）					
商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量		商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量	
株式会社東京商品取引所	（略）	（略）	（略）	（略）		株式会社東京商品取引所	（略）	（略）	（略）	（略）	
	エネルギー市場	六百枚	ガソリン	五十枚			石油市場	六百枚	ガソリン	五十枚	
			灯油	五十枚					灯油	五十枚	
			軽油	五十枚					軽油	五十枚	